

令和5年(行ウ)第171号 帰化不許可処分取消請求事件

令和5年(行ウ)第478号 帰化不許可処分無効確認請求事件

令和5年(行ウ)第480号 国家賠償請求事件

原 告 [REDACTED]

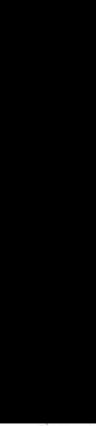
被 告 国(処分行政庁 法務大臣)

準 備 書 面 (7)

令和6年12月9日

東京地方裁判所民事第51部2B係 御中

被告指定代理人	川	勝	庸	史
	鈴	木	将	哉
	金	田	充	弘
	奥	原	大	夢
	小	場	涼	花



被告は、本準備書面において、原告の令和6年10月7日付け原告準備書面(5)（以下「原告準備書面(5)」という。）に対し、必要と認める限度において反論するとともに（後記第1及び第2）、原告の同日付け求釈明書（以下「求釈明書」という。）に対し、必要と認める限度において回答する（後記第3）。

なお、略語等は本準備書面で新たに用いるもののほか、従前の例による。

第1 法務省行政文書取扱規則13条はいわゆる専決について定めた規定であり、同条及び別表第一の9の14に基づき、帰化の許否のうち一般のものについては、法務省民事局長の決裁が終了することによって法務大臣の名義による帰化の許可又は不許可の決定がされたことになること

1 行政機関の内部における事務処理手続として、権限ある行政庁が自ら決定するのではなく、当該官庁の補助機関が決定するが、相手方である私人等には、権限ある行政庁の名義で表示されるという方式が一般に行われている。これは、講学上専決と呼ばれるものであるが、専決は、対外的には権限ある行政庁が当該権限を行使しているものであり、専決権者は、単に補助執行をしているにすぎないと解されるから、法律上の処分権限を委任官庁から受任官庁に移す、すなわち、法律上の処分権限を変更するものである委任とは異なる。したがって、専決について法律の根拠は不要であり、国の行政機関においては、訓令の形式によって定められる。（以上につき、乙25・36及び37ページ、乙26・51及び54ページ）

2 そして、訓令である法務省行政文書取扱規則13条は、「部局長以上の決裁を要する決裁事項及び決裁者は、別表第一に定めるところによる。」と専決事項について規定し、別表第一の9の14（令和6年3月29日法務省秘法訓第1号による改正前のもの）において、「帰化の許可（国籍法4条2項）」（なお、同表では「許可」との文言が記載されているが、これは同項の規定振りにならって決裁事項を記載したにすぎず、帰化の不許可に係る決裁権限を除外する趣旨

を含むものではない。) のうち「一般のもの」について、決裁者を法務省民事局長、文書施行名義者を法務大臣とする旨規定している。

したがって、帰化の許否(一般のもの)については、法務省民事局長が専決権限を有するものと解すべきであり、文書施行名義者が法務大臣であることから明らかのように、帰化の許否に係る法務大臣の権限が法務省民事局長に委任されているものではない。

3 原告準備書面(5)の第1及び求釈明書における求釈明事項2及び3は、帰化の許否(一般のもの)が、法務省民事局長の専決事項とされていることを正解するものではなく、反論ないし回答の要をみない。

第2 本件各処分に係る法務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとはいえないこと

1 はじめに

原告は、原告準備書面(5)において、本件各処分に係る法務大臣の判断が難民条約34条の要請に反し、裁量権の範囲の逸脱又は濫用が認められる旨繰り返し主張する。

しかしながら、被告準備書面(1)第3の1(3)(7ページ)等で主張したとおり、国籍法5条2項は、既に難民条約34条の趣旨にかなっているものであるところ、原告の主張は、同条がその他の帰化の条件をも緩和し、帰化の許否に係る法務大臣の裁量権を制限するものであるという誤った理解を前提としている点において、国籍の意義及び機能、それらを踏まえた帰化の許否に係る法務大臣の裁量権の本質を見誤ったものであり、理由のないことが明らかである。

以下、詳述する。

2 国籍は国家の構成員としていかなる要件を具備することを要求すべきかの問題であること

(1) 国籍の意義

国籍とは、個人が特定の国家の構成員である資格であり、しばしば、個人を特定国家に所属させる法的紐帯又は法的関係ともいわれる（乙27・237ページ）。

すなわち、今日の国際社会は、①一定の人民、②一定の領域及び③統治機構を不可欠の構成要素とするところの主権国家からなり、個人は、国籍を有することによって、かかる国民共同体としての国家の構成員となり、国民主権国家にあっては主権（統治権）の保持者としての立場に立つと同時に、当該国家の統治権に服する立場にも立つこととなる（乙27・237ページ、乙28・136ページ）

（2）国籍の機能

国際法や国内法では、国籍に基づいて各種の法律効果が発生するものとされていることがあり、これらは国籍の機能と説明される。

ア 国際法領域における国籍の機能

国際法上、各國は、国際法による規律・制限がない限り、その領域において（領域主権）、また、その国民に対して（対人主権）、原則として、立法、行政及び司法の国内法の作用を通じて、他国の介入なく、自由に統治することができる「国内管轄権」を有するものとされる（乙29・139ページ参照）。そして、ある国の対人主権の及ぶ個人が外国の領域主権の下にある場合には、国際法上の規律・制限として、国籍国の当該外国に対する権利・義務が認められる場合があり、国籍は、これら国家間の権利・義務の基準となる機能を有することになる。

イ 国内法領域における国籍の機能

国籍は、国内法上も、各種の権利・義務の享受・負担の基準とされている。憲法上、「国民の権利及び義務」とされているものであっても、個人の基本的人権に関するものは国籍を有しない者にも認められる。そして、国籍の有無による法的地位の差異は、それぞれの立法目的により定められ

ている。

国籍の有無により影響を受ける権利・義務関係としては、①個人が国家に対して有する権利、②国民が国家に対して負う義務、③涉外関係における私人間の権利・義務があり、国籍は、これら個人の権利・義務について、国民と外国人を区別する機能を有している。

ウ 小括

このように、国籍とは、どのような者に日本国の主権者たる地位を与えるかでどのような者に日本国の統治権に服する立場に立たせるのかの要件を画定する問題である。国籍要件の画定に際しては、国家と国民の間に何らかの結合点を求めなければならないところ、各国は、その国の歴史的沿革、伝統、社会的・経済的事情、国際社会の状況等の諸般の要因を考慮してその結合点を求め、国籍の得喪要件を定めている。

(3) 国籍を個人の権利義務の問題としてのみ捉える考え方は誤りであること

以上に述べたような国籍の意義と機能からすれば、国籍の得喪は、個人の側からみた権利義務の問題としてのみ捉えれば事足りるものではなく、国家の側からみて、どのような者に統治権を及ぼすのが相当であるかという観点をも考慮して制度が設計されなくてはならない問題というべきである。

我が国における近時の議論の中には、このような国家の側からみた国籍の存在意義を軽視し、あるいは、国籍の本来の概念を希薄化させて、国籍の有する意義について、個人が国家に保護されるか、個人が国民として権利主張できるかどうかといったように、専ら個人の権利の観点から論じようとするものも少なくないが、このような考え方は、国籍の本質を十分に正解したものとはいえない。

3 帰化の許否に係る法務大臣の裁量権等

「帰化」とは、国家という一つの共同体が、本来その共同体に属さない個人を新たにその共同体の構成員として認め、国籍を付与するものであり、その許

否の判断は、帰化申請者について我が国の国家共同体の一員とすることが適當かどうかという観点からの検討を求められるのであって、いかなる事情をいかに評価し、判断するかについて、法務大臣の広範な裁量権の範囲に属することは、被告準備書面(1)第3の1(1)(4ないし6ページ)及び被告準備書面(5)第3の4(6ページ)で述べたとおりである。

これをふえんすると、帰化が、国家の構成員としての包括的な法律関係を設定する行為であり、前記2で述べたように、国籍を付与するか否かという判断は、国家の主権者の範囲を確定するという、我が国の政治の基盤に関わるものであるから、法務大臣は、帰化を許可するか否かにつき、政治的、社会的な諸事情をも考慮して自由にこれを決することができる広範な裁量を有していると解されるものであり（東京高裁平成27年7月16日判決・乙7）、法務大臣の帰化の許否に係る判断が違法とされるのは、かかる広範な裁量権を前提にしても、なお裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものと認められる場合に限定され、このことは、原告の指摘に係る難民条約34条の要請を踏まえても同様である。

このように、外国人に国籍を取得させるか否かは、我が国の政治の基盤に関わるものであることからすると、法務大臣が帰化の許否を判断するに当たって、国籍法5条1項各号所定の要件のほか、諸般の事情を考慮した判断を行う場合があり得ることも、また当然であり、仮に法務大臣が当該諸般の事情を考慮した判断によって帰化を許可しなかったとしても、それをもって、裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したということはできない。

4 原告の主張に対する反論

(1) 初回の不許可処分について、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとはいえないこと

ア 国籍法5条1項1号所定の居住要件について、考慮すべき事実を考慮しなかったことによる裁量権の範囲の逸脱又は濫用があったとする原告の主

張に理由がないこと

(ア) 原告は、被告が初回の不許可処分の理由について、原告が国籍法5条1項1号の居住要件を満たしていない上に、日常生活に支障のない程度の日本語能力を有しているとは認められないとも判断されるなどしたと主張したこと（被告準備書面(5)第3の2・6ページ）に対し、国籍法5条1項により、帰化は、その要件を満たさない限りは許可できないとして、日本語要件を充足していたか否かに関わらず、原告につき居住要件を欠いたと処分庁が判断したのであれば、帰化は許可できないから、被告の上記主張は誤りである旨主張する（原告準備書面(5)第2の1・4ページ）。

しかし、原告の上記主張は、国籍法5条1項の要件を備えない外国人については、帰化の許否に関わる他の事情を調査ないし審査し得ないとの見解に立つものと推察されるところ、同項は、帰化の申請がされた場合に、同項の条件に限定して審査を先行させなければならない手続的制約を定めたものとは解されず、前記3で述べたとおり、帰化の許可申請に対して許可するか否かは、法務大臣の極めて広範な裁量に委ねられている。しかも、その考慮事項に制約はないのであるから、同項各号所定の要件のほか、諸般の事情を考慮した判断を行う場合があり得ることは当然である。したがって、原告の上記主張は、帰化の許否に係る法務大臣の裁量権を正解しない独自の見解を前提にするものであり、理由がない。

(イ) 原告は、平成16年最高裁判決の判示内容を示した上で、①同判決は、在留資格を有しない外国人に係る国民健康保険法5条所定の住所要件の該当性が問題となっているのに対し、原告は、初回の帰化申請の時点で難民認定を受けて5年の在留期間を得ており、「住所を有する者」であることに争いのない者がいつから住所を有していたかということが問題

となっている本件とは事案を異にする旨、②国籍法5条1項1号の「住所」を有する期間から、在留資格を有しない状態での滞在期間が難民も含めて一律に除外されると解することはできない、③難民の認定を受けた者について、同号所定の居住要件が一般的に緩和されていないとすれば、個別の判断において難民条約34条を踏まえた検討を行うほかないなどと主張し、初回の不許可処分は、同条を踏まえた考慮すべき事項を考慮しなかったことによる裁量権の逸脱又は濫用があった旨主張する
(原告準備書面(5)第2の2・5及び6ページ)

しかし、法務大臣には帰化の許否に係る極めて広範な裁量があるのであるから、難民の認定を受けた者であることを一つの事情として考慮することがあったとしても、難民認定を受けた者について、国籍法5条1項1号所定の居住要件について緩和して判断すべき法的義務が発生すると解すべき理由はない。

また、国籍法5条1項1号所定の居住要件は、被告準備書面(4)第4の2(7ページ)で述べたとおり、日本との地縁関係を考慮して定められた条件の一つであり、その趣旨が、日本への同化を問題とし、帰化条件具備の有無を調査するため過去5年の生活状況を見ることにあることからすれば、同号の「住所」は正当な在留資格に基づいた適法なものであることが求められる。そして、入管法上、在留資格のない外国人に難民認定をする場合にあっては、当該認定のときに「定住者」の在留資格の取得を許可するものとしており(入管法61条の2の2第1項)、難民認定は、認定前の不法残留を遡って適法とするものではないと解されるから(なお、入管法70条の2は、外国人が不法残留等の罪を犯した場合であっても、その者が難民であることなど同条各号に該当することの証明があったときは、その刑を免除すると規定するにとどまる。)、難民条約34条の要請を踏まえ、難民の認定を受けた者であることを一つ

の事情として考慮し上記居住要件の充足性について検討することがあつたとしても、初回の不許可処分当時に原告が同要件を充足していなかつたことに変わりはない。

したがって、初回の帰化申請に際し、正当な在留資格に基づいて5年以上日本に「住所」を有していたとはいえない原告について、法務大臣が国籍法5条1項1号の要件を満たしていないと判断したことが、裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものと認める余地はないというべきである。

したがって、原告の上記主張は理由がない。

イ 不許可処分の理由の開示が不要であるとの被告の主張に誤りはなく、初回の帰化申請から初回の不許可処分までに1年8月を要していることについて、考慮すべき事実を考慮しなかつたことによる裁量権の範囲の逸脱又は濫用があったとする原告の主張に理由がないこと

(ア) 原告は、「憲法31条の定める法定手続の保障は、直接には刑事手続のみに関するものであるが、行政手続については、それが刑事手続ではないとの理由のみで、そのすべてが当然に同条による保障の枠外にあると判断することは相当ではない。」とした最高裁平成4年7月1日大法廷判決の判示を引用した上で、難民による帰化申請の場合は、難民条約34条という特別の要請が存在すること、韓国において、帰化に関する処分については一律に行政手続法の適用を除外せず、処分の理由提示が必要とされていることに照らすと、初回の不許可処分の理由の開示が不要であるとの被告の主張は誤りである旨、また、被告が難民の帰化が迅速に行われるようするための努力をしたとの主張を何らしていないことなどからすれば、不許可処分の理由が開示されないこと、初回の帰化申請から初回の不許可処分までに1年8月を要したことについて、難民条約34条を踏まえた考慮すべき事実を考慮しなかつたことによる裁量

権の範囲の逸脱又は濫用がある旨主張する（原告準備書面(5)第2の3・6及び7ページ）。

(1) しかし、被告準備書面(5)第3の5（7ページ）で述べたとおり、難民条約34条の文言自体及び同条約の趣旨に照らして、同条を根拠に法務大臣に不許可処分の理由を開示し、帰化の手続を迅速にすべき法的義務が発生すると解することはできない。また、被告準備書面(5)第2の3（5ページ）で述べたとおり、各国が定める難民の帰化に向けた緩和措置の内容及び緩和の程度は種々様々であるから、原告が挙げる韓国の裁判例をもって、帰化の許否に関する法務大臣の裁量権が制限されることになるとも解されない。

なお、原告が挙げる韓国の裁判例について、韓国の行政手続法3条2項9号は、帰化に関する事項のうち、同号の「性質上行政手続きを経ることが困難な場合や、必要でないと認められる事項、あるいは行政手続きに準ずる手続きを経るようにしている事項の場合」についてのみ同法の適用を除外するものである（甲20・3及び11ページ）。これに対し、我が国の行政手続法3条1項10号は、「帰化に関する処分及び行政指導」について包括的に同法8条を含む同法の適用を除外することとしたものであるから、韓国における帰化の手続と我が国における帰化の手續を同列に論じることはできない。

したがって、原告の上記(ア)の主張は理由がない。

ウ 小括

以上の次第で、初回の不許可処分についての法務大臣の判断に、裁量権の範囲の逸脱又は濫用があったとする原告の主張は理由がない。

(2) 再度の不許可処分について、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとはいえないこと

ア 日本語能力をもって、難民条約34条の要請が働く原告について帰化を

不許可とすることが裁量権の範囲の逸脱又は濫用であるとする原告の主張に理由がないこと

(ア) 原告の主張

原告は、①憲法10条及び国籍法1条の趣旨は法治主義の基幹的法理である法律による行政の原理に基づくものであること、昭和59年法律第45号による国籍法の改正の際に「日本社会への同化」を明文化することが議論されたものの、結果的に明文化されるには至らなかつたとされていることなどに照らせば、法律上の要件とは別に不文の条件によって帰化を不許可とする取扱いは例外的な措置でなければならない旨、②昭和59年3月12日の第101回国会衆議院予算委員会第二分科会における枇杷田泰助法務省民事局長（当時）の答弁を踏まえると、昭和59年当時、日本語能力は必ずしも帰化の許可に係る必要条件とはされていなかつた旨、③入管法上の在留特別許可や永住許可について、「ガイドライン」が策定・公表され、これに沿つた運用が行われていることと比較すると、不文かつ不透明な日本語能力という条件を帰化の許否を左右する要素として重視している帰化行政は、裁量権の行使として均衡を逸している旨などを述べ、法律上の要件を満たしていながら、不文の条件である日本語能力をもつて、難民条約34条の要請が働く原告について帰化を不許可とすることが裁量権の逸脱又は濫用であると主張する（原告準備書面(5)第3の1・7ないし11ページ）。

(イ) 原告の前記(ア)①の主張について

被告準備書面(1)第3の1(1)イ（4及び5ページ）及び前記3に述べたとおり、帰化申請に対して許可を与えるかどうかは、法務大臣の極めて広範な裁量に委ねられており、しかも、その考慮事項に制約はないというべきであるから、不文の条件によって帰化を不許可とする取扱いは例外的な措置でなければならないとする原告の主張は、その前提を欠き、

理由がない。

また、原告は、先住民族の権利に関する国際連合宣言 8 条によれば、「同化」を強要してはならないことが国際社会の共通理解となっているから、日本社会への融和として、不文の「日本語能力」の条件については一層抑制的な取扱いがされるべきである旨主張する。しかし、同条は、先住民族が民族としての文化的価値・アイデンティティに対して同化政策により別の文化・生活様式を押し付けられない権利を有することを規定したものにすぎず（乙30・355ページ、乙31・180ページ）、帰化申請者について我が国の国家共同体の一員とすることが適當かどうかという観点からの検討を求められる帰化の許否の判断を拘束するものではなく、日本社会への融和という条件について抑制的な取扱いがなされる必要があることを基礎付ける規範とはなり得ない。

したがって、原告の前記(7)①の主張は理由がない。

(ウ) 原告の前記(7)②の主張について

被告準備書面(5)第4の1(2)（8及び9ページ）で述べたとおり、帰化申請に対して許可を与えるかどうかは、法務大臣の極めて広範な裁量に委ねられており、しかも、その考慮事項に制約はないところ、我が国の国家共同体の一員とすることが適當かどうかという観点から帰化の許否について判断するに当たり、国籍法 5 条 1 項各号の条件を満たす者について、日常生活に支障のない程度の日本語能力を有していることなど、日本社会に融和していることを更に考慮することに合理性があることは明らかである。

また、昭和59年3月12日の第101回国会衆議院予算委員会第二分科会における枇杷田泰助法務省民事局長（当時）の答弁も日本語能力が全く不要であると述べるものではないし、「読み書きができなくても帰化を許可している例」も、帰化の許否に係る法務大臣の広範な裁量権

の下、諸般の事情を総合的に考慮した結果にすぎない。

したがって、原告の前記(ア)②の主張は理由がない。

(I) 原告の前記(ア)③の主張について

出入国在留管理制度は、本邦に入国し、又は本邦から出国する全ての人の出入国及び本邦に在留する全ての外国人の在留の公正な管理等を図るものであるところ（入管法1条参照）、前記3で述べたとおり、「帰化」とは、国家という一つの共同体が、本来その共同体に属さない個人を新たにその共同体の構成員として認め、国籍を付与することであり、両者はその目的を異にする制度であるから、出入国在留管理制度上の在留特別許可や永住許可について、「ガイドライン」が策定・公表され、これに沿った運用が行われているからといって、これらとの対比により、帰化の許否に係る判断において、不文の条件である日本語能力を考慮することが裁量権の行使として均衡を逸していると評価される余地はない。

したがって、原告の前記(ア)③の主張は理由がない。

(オ) 小括

以上によれば、原告の前記(ア)の主張は理由がない。

イ 被告が実施する日本語能力試験に基づき日本語能力を判断することは恣意的であるとする原告の主張に理由がないこと

(ア) 原告は、①日本語能力試験は、日本語教師ではない各法務局及び地方法務局の職員が作成するものであって、その難易度は作成担当者の感覚よって大きく左右されるのであるから、試験自体の均一性が保たれているとはいえない、②日本語能力試験の評価基準は不明であり、被告が主張する「日常生活に支障のない程度」という基準についても、抽象的かつ非漢字圏の外国人にとっては「簡単」と評価できるものではなく、さらに、テクノロジーやAI技術が著しく発展した現代においては必然的に日常生活に支障のない程度の日本語能力の程度も変化するから、小学

校低学年レベルの平仮名、片仮名、漢字の読み書きを必須とすることは不合理であるなどと主張し、被告が実施している日本語能力試験に基づき日本語能力を判断することは恣意的であり、裁量権を逸脱又は濫用している旨主張する（原告準備書面(5)第3の2・11ないし13ページ）。

(1) しかしながら、被告準備書面(2)第1の2(1)（2及び3ページ）で述べたとおり、各法務局及び地方法務局において実施する日本語能力試験は、原告が指摘するような「作成担当者の感覚」に依拠して作成されるものではなく、小学校低学年の児童が使用する教科書等を参考にして作成しているものである。また、出題内容についても、難易度や方式を問わず無限定に出題しているものではなく、飽くまで平仮名及び片仮名の読み書きができるか否か並びに文章の理解力及び表現力があるか否かを問うものであるから、試験自体の均一性が保たれていないとの原告の主張は当を得ない。

さらに、日本語能力試験の評価基準については、帰化行政における調査手法等をも推知させるなどのおそれがあり、既に述べた以上に詳細を明らかにすることはできないものの、帰化申請者に求める日本語能力の水準については、既に相応に具体的に明らかにしているほか、必要に応じて複数回の日本語能力試験を実施するなどして、日常生活に支障のない日本語能力を有するか否かを適切に判断しているのであり、前記3で述べたとおり、帰化の許否の判断に当たり、いかなる事情をいかに評価し、判断するかについては、法務大臣の広範な裁量権の範ちゅうに属することも併せ考慮すれば、平仮名及び片仮名の読み書きなどから日常生活に支障のない程度の日本語能力の有無を判断することが不合理であるとはいえない。

なお、原告は、テクノロジーやAI技術の発展を根拠に、日本語能力

の程度が遞減されるべき旨主張するようであるが、かかる主張は、単にコミュニケーションの容易性のみに着目した主張であって、帰化の許否の判断が帰化申請者について我が国の国家共同体とするかどうかという観点から行われていることを看過している点において失当というほかない。

(カ) 以上によれば、原告の前記(ア)の主張は理由がない。

ウ 原告が一定の日本語能力を有していることを示しているにもかかわらず、被告がより高度で完璧な日本語の読み書きを求め、十分な日本語能力を有しないと判断したことについて裁量権の逸脱又は濫用があったとする原告の主張に理由がないこと

(ア) 原告は、難民が利用できる公的な無償の日本語学習プログラムは定住支援プログラムのみであり、原告が当該プログラムにおける日本語教育の修了の際に提出した作文（甲33）や当該プログラムで受講した際の日本語学習のプリント（甲31）により、一定の日本語能力を身に附いていることは明白であるにもかかわらず、被告は、より高度で完璧な日本語の読み書きを求め、十分な日本語能力を有しないと評価していることから、難民条約34条の要請に反し、裁量権を逸脱又は濫用しているなどと主張する（原告準備書面(5)第3の3及び4（13及び14ページ））。

(イ) しかしながら、前記3に述べたところによれば、帰化の許可申請に対して許可するかどうかは、法務大臣の極めて広範な裁量に委ねられており、しかも、その考慮事項に制約はない。そうすると、法務大臣が帰化の許否を判断するに当たって、上記の各事情を考慮するか否か、また、これらを考慮する場合にいかに評価するかも含めて、その広範な裁量の範ちゅうに属するものと解すべきである。

そして、被告準備書面(2)第1の2(2)（3ページ）及び被告準備書面

(5) 第4の2(2) (11ページ) で述べたとおり、原告が示す定住支援プログラムにおける日本語学習の状況のみをもって、帰化の条件として求められる日本語能力と同等の能力を有するとの確に判断することは困難であり、また、当該プログラムにおいて習得が目指されている日本語能力を習得できていたとしても、帰化許可申請をする者は、その審査においても、日常生活に支障のない程度の日本語能力を有していると判断される必要があるところ、原告は、4回の日本語能力試験を受験し、被告準備書面(5)第4の2(3) (12及び13ページ) で補足して述べたとおり、決して高度なレベルを要求していたものではなかったものの、結果的に、いずれの試験においても日常生活に支障のない程度の日本語能力を有しているとは認められなかった。

(ウ) 以上によれば、原告の前記(ア)の主張は理由がない。

二 小括

以上の次第で、再度の不許可処分についての法務大臣の判断に、裁量権の範囲の逸脱又は濫用があるとはいえない。

第3 求釈明に対する回答

1 求釈明事項1について

乙第32号証及び乙第33号証を提出する。なお、法務省行政文書管理規則は、公文書の管理等に関する法律10条の規定に基づき、法務省における行政文書の管理（作成、整理、保存等）について必要な事項を定めるものであり、個別の決裁事項に係る決裁者等について何ら規定するものではない。

2 求釈明事項2及び3について

前記第1の3で述べたとおり、回答の要を認めない。

3 求釈明事項4及び5について

原告準備書面(5)第1の4 (4ページ) によれば、求釈明書の各事項は、処

分日の特定問題に係るものと解されるが、求釈明事項4及び5は、本件各処分の日付を特定する上で関係のないと解されるから、回答の要を認めない。

また、仮に、上記求釈明事項が、本件各処分に係る法務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとの原告の主張に関連するものであると解したとしても、その趣旨は判然とせず、いずれにしても回答の要は認められない。

なお、被告準備書面(2)第1の2(3)イ(4ページ)で述べたとおり、法務大臣が帰化の許否の判断をするに当たって、どのような事実をどのように考慮したかにつきその詳細を明らかにすることは、帰化行政における調査手法等をも推知させるおそれがあり、評価の対象となる事実の隠匿や偽装を誘発しかねないなど、将来における帰化行政の適正・公正な運用の妨げとなり、ひいては国の治安にも重大な影響を与えるおそれがある。このことは、上記求釈明事項についても同様であることから、既に述べた以上のことと明らかにすることはできない。

以 上